

利用規約

第1条（規約の適用）

株式会社コンフォート・ジム（以下「当社」といいます。）は、当社の提供する電気通信サービス（以下「VoIP サービス」といいます。）に関し、VoIP サービスを利用する者（以下「利用者」といいます。）との契約について、以下の通り規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

- (1) 利用者は当社の提供する VoIP サービスを利用する為、本規約を遵守します。
- (2) 当社は常に利用者の事業向上を図る為、満足を得られるような VoIP サービスの開発提供に努めます。又当社及び利用者は相互に友好的な運営に協力、努力をします。
- (3) 当社は本規約並びに VoIP サービスの提供に関する一切の条件等を事前承諾、又は事前通知をする事無く変更する事ができ、利用者はこれを承諾する事とします。

第2条（VoIP サービスの申込方法）

VoIP サービスの申込みをする時は、必要事項を記載した当社所定の申込書、その他の必要書類を当社に提出して頂きます。

第3条（反社会的勢力の排除）

利用者は、契約時において、利用者（利用者が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者。）が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しない事を表明し、かつ将来にわたっても該当しない事を確約して頂きます。

第4条（契約期間）

契約期間は、利用開始日より 3 か月後にあたる月の末日で満了とし、以降、双方より申し出がない限り、1 か月毎にこれを自動的に更新します。

第5条（変更等の通知）

利用者は、契約時の申込みの内容、その他必要とされる事項に変更が生じた場合、速やかに当社に通知して頂きます。

第6条（利用停止）

当社は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、VoIP サービスを停止する事があります。

- (1) 本規約及び契約約款に定める事項に違反したと疑われるとき
- (2) 当社に料金の遅延又は債務が発生していたとき

- (3) 本規約第 5 条（変更等の通知）を怠ったとき
- (4) 連絡手段が途絶えたとき
- (5) 虚偽の申告により VoIP サービスの提供を受けたと疑われるとき
- (6) 当社が提供する通信機器を、偽造又は不当に手を加える等の取扱いをしたとき

第 7 条（利用再開）

当社により、本規約第 6 条（利用停止）の措置がなされた場合であっても、利用者との契約の継続が可能と当社が判断した場合は、速やかに VoIP サービスを再開させます。

第 8 条（契約の解除）

1. 当社は、利用者が次のいずれかに該当する場合、利用者に事前通知をする事なく、契約を解除する事があります。
 - (1) 本規約及び契約約款に定める事項に違反したとき
 - (2) 反社会的勢力に該当すると判明したとき
 - (3) 請求金額その他の債務を支払期日を経過し、催促を受けてもなお支払わないとき
 - (4) 利用者が民事事件、刑事事件その他の犯罪行為に関与していると疑われるとき
 - (5) VoIP サービスの権利を第三者に転貸・譲渡、又は債権上のトラブルが判明したとき
 - (6) 本規約第 6 条（利用停止）の状態が 7 日以上経過し、解決されないとき
 - (7) 破産、民事再生、会社更生、特別清算、差押えその他これに準ずる信用不安があったとき
2. 利用者より契約を解除する場合は、解約予定日の 1 か月前までに当社へ通知して頂きます。
3. 契約が解除された場合、利用者は速やかに Web サイト、名刺、パンフレットその他一切の資料から、当社が提供した電話番号等の掲載を削除して頂きます。

第 9 条（販売価格の条件）

当社は、利用者に別に定める料金表に規定する条件で、VoIP サービスを販売するものとします。

第 10 条（支払い条件）

1. 利用者は VoIP サービスを利用するにあたり、当社からの請求金額を、当社の指定した支払期日までに、現金又は当社の指定する口座へ支払う事とします。
2. 利用者は、契約に基づいて VoIP サービスの提供を開始した日から起算して、契約の解除があった月の末日までの期間について、別に定める料金表に規定する料金の支払いを要します。

第 11 条（支払いの遅延）

利用者が請求金額の全部又は一部について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合は、本規約第 6 条（利用停止）(2) に基づき、当社は VoIP サービスを停止する事があります。

第 12 条 (預託金)

1. 当社は、通話料金及びその他費用の保全目的の為に、利用者より預託金を預かるものとします。なお、預託金には利息は付しません。
2. 当社は契約終了時に預託金を清算し、残金があれば振込事務手数料 1,080 円を除いた金額を利用者指定の口座に振込みにて返金する事としますが、利用者が次のいずれかに該当する場合、返金を行わない事があります。
 - (1) 本規約及び契約約款に定める事項に違反したとき
 - (2) 反社会的勢力に該当すると判明したとき
 - (3) 当社に料金の遅延又は債務が発生していたとき
 - (4) 本規約第 4 条 (契約期間) の満了前に利用者の都合又は過失により解約されたとき
 - (5) 利用者が民事事件、刑事事件その他の犯罪行為に関与していると疑われるとき
 - (6) 利用者により、故意又は過失にかかわらず、当社へ損害が生じると判断したとき

第 13 条 (休業)

当社が公による業務停止及び本規約第 6 条 (利用停止)、第 8 条 (契約の解除)、第 14 条 (免責) 等に関連し、業務の遂行が困難になった場合、当社はその期間、業務を休業若しくは廃業する事ができます。

第 14 条 (免責)

1. 当社は、利用者が VoIP サービスの利用に関して被った損害については、いかなる責任も負わないものとします。
2. 利用者が VoIP サービスを利用する事により、第三者との間で生じた紛争に関しては、利用者が自らその責任と費用負担において解決するものとし、当社は一切の責任を負いません。

第 15 条 (情報の利用)

当社は、利用者に係る個人情報情報を厳格に取扱う事とし、第三者への開示は致しません。但し、裁判所、警察機関、公的機関より要請があった場合は開示できるものとします。

第 16 条 (管轄裁判所)

契約に関し紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。